

# 学校法人明治学院内部統制システム整備の基本方針

2025年3月28日 定期理事会承認

学校法人明治学院（以下「学院」という。）は私立学校法第36条第3項第5号に基づき、理事の職務執行が法令と「[学校法人明治学院寄附行為](#)」（以下「[寄附行為](#)」という。）に適合することおよび業務の適正性を確保するための体制の整備に関し、学院の基本方針を以下のとおり定めることとする。

## 1 経営に関する管理体制

- (1) 理事会は、法令と[寄附行為](#)に従い定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- (2) [寄附行為](#)および「[学校法人明治学院寄附行為施行細則](#)」（以下「[寄附行為施行細則](#)」という。）に基づき、理事会および評議員会の役割、権限、体制を明確にし、適切な理事会および評議員会の運営を行う。
- (3) [寄附行為](#)に基づき常務理事会を置く。常務理事会は、理事会で審議される事項の事前協議、[寄附行為施行細則](#)に基づき理事会が常務理事会に決定を委任する事項および常務理事会が審議すべき事項を処理する。
- (4) [寄附行為](#)に基づき、業務を執行する理事の担当業務を定め、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- (5) [寄附行為](#)、「[学校法人明治学院事務局職制](#)」、「[明治学院大学事務局職制](#)」等に基づき職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行により、その有効性・効率性を高める。
- (6) 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、[寄附行為](#)および「[学校法人明治学院文書取扱規則](#)」に基づき適切に作成、保存および管理する。
- (7) 業務執行機関からの独立性を有する内部監査室を設置し、業務の適正性および効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

## 2 リスク管理に関する体制

- (1) リスク管理に関し、体制および「[学校法人明治学院リスクマネジメント推進規程](#)」を整備し、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にする。
- (2) 「[学校法人明治学院情報セキュリティ基本方針](#)」、「[学校法人明治学院情報セキュリティ基本規程](#)」、「[学校法人明治学院個人情報保護基本規程](#)」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- (3) 事業活動に関するリスクについては、法令および学院の諸規則に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- (4) リスクの統括管理については、内部監査室が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事および理事会に報告する。
- (5) 学院の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等を決定する。
- (6) 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について諸規則に基づいて継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- (7) 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止および知的財産の保護を確保するため、諸規則に基づいて必要な措置を講じる。
- (8) 理事会は、毎年、業務執行に関するリスクを特定し、必要に応じてリスク管理体制についても見直しを行う。

## 3 コンプライアンスに関する管理体制

- (1) 理事および教職員（以下「[役職員等](#)」という。）が法令ならびに[寄附行為](#)および学院の諸規則を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、「[学校法人明治学院コンプライアンス推進規程](#)」（以下「[コンプライアンス推進規程](#)」という。）を定め

る。

- (2) 学院のすべての役職員等のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、[コンプライアンス推進規程](#)を基に不正防止等に関わる役職員等への教育および啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- (3) 匿名相談もできる公益通報窓口により不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。公益通報窓口または監事に対しコンプライアンスに関する相談または違反に係る通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 内部監査室は、役職員等の職務執行状況についてコンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会に報告する。役職員等は、当該監査結果を踏まえ所要の改善を図る。
- (5) 法令・[寄附行為](#)違反等の行為が発見された場合には、[コンプライアンス推進規程](#)に従って、理事会等において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
- (6) 役職員等は、学院に著しい損害を与えるおそれのある事実または法令、[寄附行為](#)その他の諸規則に反する行為等を発見したときは、公益通報窓口を通ずるなどして直ちに理事長、業務を執行する理事または監事に報告する。

#### 4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- (1) 監事は、法令、[寄附行為](#)および「[学校法人明治学院監事監査規程](#)」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- (2) 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席ならびに重要書類の閲覧、審査および質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- (3) 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議および決定内容の適正性について監査を行う。
- (4) 監事は、重要な書類および情報について、その整備、保存、管理および開示の状況など、情報保存管理体制および情報開示体制の監査を行う。
- (5) 監事は、理事長と定期的に会合を持つことで、事業の遂行と活動の健全な発展に努める。
- (6) 監事の職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を、監事の求めに応じ、監事事務室に配置する。
- (7) 補助職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、当該補助職員の異動、人事評価および懲戒等については、監事の意見を尊重する。
- (8) 補助職員は、監事に同行して、理事会、評議員会等の重要な会議および理事長との定期的な会合に陪席することができる。
- (9) 監事はその職務の執行について生ずる費用の支払いは監事事務室が担当する。

#### 5 本方針の事務

本方針の事務は、法人事務室が行う。

#### 6 本方針の改廃

本方針の改廃は、常務理事会の議を経て理事会の決するところによる。

#### 付則

- 1 この基本方針は、2025年4月1日から施行する。